

手数料の徴収方法についての検討

1 基本的な考え方

本市の家庭ごみは、原則として指定袋を使用して排出してきており、これは広く市民に認知されている方法です。このため料金徴収方法は、現在のごみ分別方法、排出方法を前提として検討します。

2 徴収方法の検討

(1) 料金徴収方法及び特徴

手数料の料金徴収方法(媒体)は、「指定袋による徴収」と「シールによる徴収」があげられ、いずれも指定袋やシールの製造原価、販売費等の原価(頒布するための事務手数料)に、処理手数料を加えた料金を販売額とし、市民は有料化された手数料を指定袋若しくはシールを購入することにより手数料を納付する仕組みです。

(2) 指定袋制とシール制の特徴

指定袋制とシール制の特徴を図1に示します。

指定袋制は、ごみ減量等や分別徹底の意識向上につながりやすく、また、収集の際に袋の確認が容易なため、収集が効率的に行えます。しかし、製造するためのコストが高く、指定袋自体がごみとなること、草木などの袋に入れづらいごみの排出方法をどうするか等の課題があります。

シール制そのものは、排出ごみに張付した折に、はがれたり、はがされたりすることが懸念される。また、収集時にシールの確認に手間がかかり収集作業の効率が悪くなることが想定されます。

◆図1 手数料媒体の特徴

	指定ごみ袋制	シール制
市民の受け入れやすさ	現在も指定袋を使用しているため、制度に対する受け入れは容易と思われる	ごみ袋にシールを張ることに慣れていないため、制度に対する受け入れに難があると思われる
不正使用の可能性	偽造される可能性は少ない	カラーコピー等で偽造される可能性があるため、偽造防止のためのコストがかかる
排出時の容易さ	伐採した木の枝などの、袋に入れにくいごみの排出方法が懸念される	シールがはがれたり、はがされたりする可能性がある
収集時の確認作業	指定ごみ袋の使用の確認が容易であり、収集作業の効率がよい	収集時のシールの貼付の確認作業が煩雑となり、収集作業の効率が悪い
保管の容易さ	まとまると重くなり、かさばる	取扱や保管は容易だが、小さいため紛失しやすい

(3) 全国市町村の導入状況

全国市町村において、可燃ごみの有料化を導入している自治体のうち、517の自治体が指定袋制を、22の自治体がシール制を採用しています。

なお、指定袋制とシール制の併用は、指定ごみ袋に入らない大きさや形を有するごみの排出においてシール利用としている場合などがあります。

◆図2 全国市町村の指定袋、シールの採用状況

(自治体数)

手数料体系		徴収方法	指定ごみ袋制	シール制	直接持込み	その他
			(内シール併用)			
定額型			14	2	4	7
単従量制	①排出量単純比例型		474 (31)	11	210	22
	②排出量多段階比例型		7 (2)	0	11	1
	③一定量無料型		8 (1)	5	41	2
	④負担補助組合せ型		0	0	1	0
	⑤定額制重量制併用型		6 (1)	2	20	4
	その他		22	2	37	11
総計			517 (35)	22	324	47

※上記自治体数は、アンケート回答 1026 市町村 (1742 市町村中) のうち、有料化している自治体の内訳です。

(資料:「一般廃棄物処理有料化の手引」H25.4 環境省)

(4) 山口県における導入状況

山口県内の先行実施自治体においては、全ての自治体で指定袋制度を採用しています。また、指定袋制度を採用している自治体のうち山陽小野田市以外の自治体は、「一括購入・一括販売方式」を導入し、山陽小野田市のみが「規格方式」を採用しています。

それぞれの方式の特徴は以下のとおりです。

《一括購入・一括販売方式》

袋の製作費、委託料などの支出を自治体で予算化し一括購入する方法。手数料を含めた袋の販売価格は自治体があらかじめ決定する。

《規格方式》

自治体が袋の規格を定め、製造業者に自由に製造・販売させる方法。手数料はごみ袋代に上乗せし、卸売店または小売店から申告を受けた販売実績に従い自治体に納付させる。

(5) 宇部市の現状

宇部市は、現在週3回の可燃ごみについて指定袋制を採用しています。

「宇部市可燃ごみの指定袋に関する要領」で規格を定め、その要領の規定に基づき製造または卸売をしようとする者は「指定袋承認申請書」を市に提出し、市はそれを審査し承認することで指定袋を製造または卸売ができるものとしています。そのため、ごみ袋製造経費は、市の予算に計上されません。また、袋の販売収入についても市の歳入になることはなく、自由流通の方式を採用しています。